平成五年度	○・六七七
平成六年度	○・五八九
平成七年度	○・五〇六
平成八年度	○・四二八
平成九年度	○・三五四
平成十年度	○・二八三
平成十一年度	○・二三四
平成十二年度	○・一八六
平成十三年度	○・一四一
平成十四年度	○・〇九七
平成十五年度	○・〇八〇
平成十六年度	○・〇六六
平成十七年度	○・〇四七
平成十八年度	○・〇二九
平成十九年度	○・〇一四

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「各外局別」を「中央労働委員会」に改める。

第一条の表本省の項中「三八、四九五人」を「三二、四八六人」に改め、同表合計の項中「三八、六〇八人」を「三二、五九九人」に改める。

第二条見出し中「各外局」を「中央労働委員会」に改め、同条中「及び各外局」を削り、「各地方支分部局別の定員」の下に「並びに中央労働委員会の内部部局の定員」を加え、「各外局別」を「中央労働委員会」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十二年九月三十日までの間においては、三二、五七九人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○厚生労働省令第六十一号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第十九条の規定に基づき、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十七人、愛知紛争調整委員会及び大阪紛争調整委員会にあっては十二人、北海道紛争調整委員会及び神奈川紛争調整委員会にあっては九人」を「三十六人、大阪紛争調整委員会にあっては二十一人、愛知紛争調整委員会にあっては十五人、北海道紛争調整委員会及び埼玉紛争調整委員会、千葉紛争調整委員会、神奈川紛争調整委員会、静岡紛争調整委員会及び福岡紛争調整委員会にあっては九人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○農林水産省令第三十号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十八条第二項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第二項、第二十一条第三項並びに第三十三条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十一条第四項及び第百十八条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十条の十一」を「第二百五十条の九」に、「第三百二十五条」を「第三百二十六条」に改める。

第二十九条の六第一項中「動物医薬品安全専門官三人」を「動物医薬品安全専門官二人」に改める。

第三十五条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第三十九条第一項中「六人」を「五人」に改める。

第五十七条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第二百二十二条中「並びに統計管理官六人（九州農政局にあっては、五人）及び地域統計企画官一人（北陸農政局を除く。）」を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項に掲げるもののほか、統計部（近畿農政局の統計部を除く。）に、統計管理官五人（東北農政局にあっては三人、関東農政局及び中国四国農政局にあっては二人、北陸農政局にあっては一人）を置く。

3　前二項に掲げるもののほか、統計部（北陸農政局及び東海農政局の統計部を除く。）に、地域統計企画官一人を置く。

第二百二十二条及び第二百三十三条を次のように改める。

（統計指導官）

第二百三十二条　統計企画課に、統計指導官一人を置く。

2　統計指導官は、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

第二百三十三条　削除

第二百三十八条の二を削る。

第二百五十条の三第一項中「、静岡農政事務所」を削り、「、広島農政事務所及び愛媛農政事務所」を「及び広島農政事務所」に改める。

第二百五十条の四第三項を削る。

第二百五十条の九及び第二百五十条の十を削る。

第二百五十条の十一第一項中「統計企画課」の下に「（秋田農政事務所、山形農政事務所、東京農政事務所、神奈川農政事務所、山梨農政事務所、富山農政事務所、福井農政事務所、三重農政事務所、滋賀農政事務所、大阪農政事務所、奈良農政事務所、鳥取農政事務所、島根農政事務所、広島農政事務所、徳島農政事務所、香川農政事務所、高知農政事務所、佐賀農政事務所及び大分農政事務所の統計企画課を除く。）」を加え、同条を第二百五十条の九とする。

第二百五十四条及び第二百五十五条を次のように改める。

第二百五十四条及び第二百五十五条　削除

第二百五十七条の二第四項中「三人」を「四人」に改める。

第二百五十八条第四項中「二人」を「三人」に改める。